

令和7年度 給水装置工事の申込みに必要な費用

1. 加入金（大阪広域水道企業団水道事業給水条例 第36条関係）

工事の申込者は、新設給水装置工事のメーター口径に対応する加入金を企業団に納付するものとする。

また、既に給水装置工事申込み場所において給水装置の所有権を有している場合で、給水装置の増径工事を申込む場合は、増径後のメーター口径に対応する加入金の額から増径前のメーター口径に対応する額を差し引いた額を企業団に納付するものとする。

なお、既納の加入金は、特別な場合を除き還付はしません。

メーター口径	加入金の額	(内消費税)
φ 13mm	198,000円	(18,000円)
φ 20mm	198,000円	(18,000円)
φ 25mm	396,000円	(36,000円)
φ 30mm	616,000円	(56,000円)
φ 40mm	1,177,000円	(107,000円)
φ 50mm	2,046,000円	(186,000円)
φ 75mm	5,324,000円	(484,000円)
φ 100mm	10,560,000円	(960,000円)
φ 150mm	27,170,000円	(2,470,000円)

※ φ 13mm及びφ 30mmは既に権利を所有する場合に適用するもので新設は不可とする。

2. メーター負担金（大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 第20条第3項関係）

メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーター負担金を給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に納付するものとする。

令和7年4月1日～

口径	メーター負担金	(内消費税)	適用
φ 20mm	6,600円	(600円)	
φ 25mm	7,700円	(700円)	
φ 40mm	28,600円	(2,600円)	
φ 50mm	178,750円	(16,250円)	遠隔電子フランジ
φ 75mm	215,600円	(19,600円)	遠隔電子フランジ
φ 100mm	270,600円	(24,600円)	遠隔電子フランジ
φ 100mm	729,850円	(66,350円)	遠隔電磁式
φ 150mm	1,080,200円	(98,200円)	遠隔電磁式

※ φ 50mm以上については、受信機・標準コードを含みます。

ただし、受信機用のスタンドボックスは別途必要となります。

3. 設計審査手数料（非課税）（大阪広域水道企業団水道事業給水条例 第43条関係）

令和7年10月1日～令和8年9月30日

新設（改設・増口径含む）	φ 20mm以下	1件	2,300円
新設（改設・増口径含む）	φ 25mm	1件	2,600円
新設（改設・増口径含む）	φ 40mm～φ 50mm	1件	4,000円
新設（改設・増口径含む）	φ 75mm～φ 150mm	1件	6,900円

4. 工事検査手数料（非課税）（大阪広域水道企業団水道事業給水条例 第43条関係）

令和7年10月1日～令和8年9月30日

	φ 25mm以下	1件	3,700円
	φ 40mm～φ 50mm	1件	5,100円
	φ 75mm～φ 150mm	1件	7,900円

※1～4の金額については予告なく変更する場合がありますので、申込みの際に確認して下さい。